令和８年（フ）第１９５号
富山市豊丘町４番12号
債務者　松本　宇剛
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１８号
奈良県吉野郡大淀町大字増口511番地
債務者　漁府　成宇
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
奈良地方裁判所五條支部

令和８年（フ）第９４０号
神戸市中央区脇浜海岸通３丁目２番７―712号
債務者　江口　哲代
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９７６号
兵庫県三田市武庫が丘４丁目９番地　グリーンハイツ６棟402号
債務者　大谷　麗美
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９７８号
神戸市北区鹿の子台北町２丁目７番16―202号
債務者　下川　里美
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１００４号
神戸市東灘区御影本町７丁目２番１―202号
債務者　Ｒｉｅｎ。こと　田中　りか
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２８１号
青森市浪館前田１丁目21番７号
債務者　三上　　毅
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２８７号
青森市筒井４丁目２番25号　永洞アパート７号
債務者　青海よし子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３２０号
神奈川県伊勢原市板戸794番地の６　コーポハナミズキ101号
債務者　西岡　　信
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３４５号
神奈川県愛甲郡愛川町中津108番地の５　レオパレスエトワール103
債務者　真野乃ぶ子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第４１２号
神奈川県厚木市南町14番９号　コーポヒロ101
債務者　弓場　陽子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第４２８号
神奈川県伊勢原市東成瀬16番地の５　エスポワールハイム302号
債務者　森岡明日香（旧姓大川）
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１８７０号
横浜市保土ケ谷区川島町536番地　サンクレストＡ―103
債務者　大胡田由菜
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１００５号
広島市安佐北区落合４丁目15番６―202号
債務者　水谷　光男
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１００号
広島市西区観音町７番29―405号
債務者　徳永　純一
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４２号
栃木県下野市上古山2148番地14、前住所栃木県宇都宮市細谷一丁目３番３号
債務者　関光代（旧姓舘野）
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月11日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第１４７号
栃木県栃木市川原田町224番地　川原田市営住宅Ａ―507号
債務者　舛田　直美
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月11日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部